

令和 2 年第 5 回宇佐市臨時教育委員会会議録

令和 2 年 4 月 1 日午後 1 時 0 0 分、宇佐市教育委員会を教育委員会室に招集した会議は次のとおりです。

- ・出席委員 教 育 長 高月 晴彦
 委 員 古里 万里子
 委 員 佐藤 修水
 委 員 松永 建比古
 委 員 河野 浩一

- ・欠席委員 なし

- ・説明のため会議に出席した職員
 教育次長兼教育総務課長 上田 誠之
 学校教育課長 上田 積
 社会教育課長 〆野 勝教
 図書館長 松壽 敬
 学校給食課長 新納 孝明

- ・本会議の書記
 教育総務課教育総務係主幹（総括）酒井 由紀子

◎附議事項

議第 3 3 号 指定校変更について（学校教育課）

（開会 午後 1 時 0 0 分）

教 育 長 皆さん、こんにちは。本日付で教育長に就任いたしました高月晴彦です。微力ではありますが、前任の竹内教育長、それまでの教育長、教育委員会のこれまでの培ってきた宇佐市の素晴らしい教育行政を引き継ぎ、さらに充実発展に努めたいと思っておりますので、お力添えの程をよろしくお願いいたします。

教 育 長 令和 2 年第 5 回宇佐市臨時教育委員会の開会を告げる。

	議第 3 3 号指定校変更の保留分について、学校教育課長に説明を求める。
学校教育課長	議第 3 3 号指定校変更の保留分について、ご説明します。 (詳細は議案に記載)
教 育 長	何か意見等はありませんか。
委 員	前回の理由が、なかなか該当するような理由で無かったので保留になったのですが、今回は詳しく、第三者の先生にも助言をいただいているということで、この内容について問題ないと思います。
教 育 長	他に、何か意見等はありませんか。
委 員	もし該当するとした場合は、どの項目に該当になりますか。
学校教育課長	指定校変更の要綱の中の、6 番の生徒指導上の理由というところに当てはまるのではないかと考えております。
委 員	生徒指導上ということは、該当する学校長の考え方が含まれているということですか。
学校教育課長	そうです。校長先生のご意見も頂いたうえでの理由です。
教 育 長	他に、何か意見等はありませんか。
委 員	通学の責任の記載が無いのかなという風には感じます。子どものためには、その学校に通わせた方が良いという風に感じております。以上です。
教 育 長	通学の責任は、前回了承が取れているということで、よろしいでしょうか。
委 員	そうですね。
教 育 長	他に、何か意見等はありませんか。
	ないようですので、議第 3 3 号指定校変更については、承認でよろしいでしょうか。
委 員	異議なし。
教 育 長	続きまして協議事項、教育長職務代理者の指名について教育次長に説明を求める。
教 育 次 長	協議事項、教育長職務代理者の指名についてご説明をいたします。参照条文を付けておりますが、教育長職務代理者につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 3 条第 2 項の規定によって、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うとされております。その規定に基づきまして、指名された委員が教育長の職務代理をすることとなりますが、自ら事務局を指揮監督して、事務執行を行うことが困難である場合には、地教行法の 2 5 条の第 4 項にその職務をさらに事務局職員に委任する事も可能と書

かれております。そういう中での職務代理者の指名の協議をお願いしたいといったところであります。以上でございます。

教 育 長 それでは、教育次長より説明がありましたように、地教行法の規定により、教育長が職務代理者の指名をすることになっております。令和2年度は佐藤委員を教育長職務代理者として指名させていただきます。佐藤委員、よろしいでしょうか。

委 員 受けさせていただきます。

教 育 長 ありがとうございます。それでは、佐藤教育長職務代理者より就任のごあいさつをお願いいたします。

佐 藤 委 員 (就任挨拶)

教 育 長 ありがとうございます。では、本日より1年間よろしくお願いします。

教 育 長 それでは、本日の議事はすべて終了しました。
各委員に諮り確認のうえ、第5回宇佐市臨時教育委員会の閉会を告げる。

(閉会 午後1時10分)

上記のとおり、会議次第の記録に相違ないことを証明する。